

令和3年度業績評価指摘事項の令和5年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和5年度事業計画関連部分
1. 基盤的保険者機能関係 ①健全な財政運営	■令和4年度の保険料率の決定にあたり、運営委員会や各支部の評議会で様々な意見がある中、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から平均保険料率を決定したこと、また、財政基盤強化のための情報発信を積極的に実施していることを評価する。 引き続き、経済情勢や医療費の動向について中長期的な視点を含めて慎重に分析し、情報発信により事業主や加入者の理解を得た上で、健全な財政運営に努められたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ① 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。
②サービス水準の向上	■サービススタンダードについて、KPIを概ね達成するとともに、平均所要日数についてもこれを遵守していることに加え、お客様満足度についても高い水準を維持していることを評価する。 また、周知に注力した結果、申請書の郵送による	(1) 基盤的保険者機能関係 ② サービス水準の向上 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、

	提出が促進され、郵送提出率にかかる KPI を達成したことを評価する。 引き続き、迅速かつ満足度のあるサービスを継続されたい。	郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
③限度額適用認定証の利用促進	■全支部でのホームページやリーフレット等の周知広報に、積極的に取り組んだことを評価する。前年度より限度額適用認定証の利用促進を図れていることから、今後も事業主や加入者への周知広報を工夫するなど、より一層の取組を進められたい。	（１）基盤的保険者機能関係 ③ 限度額適用認定証の利用促進 ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。
④現金給付の適正化の推進	■傷病手当金と障害年金及び労災保険の休業補償給付との併給調整について、適切に実施されていることを評価する。 また、審査強化や事業主への立入検査の実施及び支部における給付決定後の事後調査の実施により、現金給付の適正化が図られていることも評価する。 更なる現金給付の適正化に向け、引き続き、効果的・効率的な審査の実施に取り組まれたい。	（１）基盤的保険者機能関係 ④ 現金給付の適正化の推進 ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、支部の保険給付適正化 P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。

		・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
⑤効果的なレセプト内容点検の推進	■点検員のスキルアップを図り、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を実施したことにより、KPI を達成したことを評価する。 引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。	（１）基盤的保険者機能関係 ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト１件当たり査定額の向上に取り組む。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。

⑥柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	■積極的な文書照会や適正な申請の周知に取り組んだ結果、多部位かつ頻回施術の申請件数が減少し、KPI を達成したことを評価する。 引き続き、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発活動の強化に努められたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ④ 現金給付の適正化の推進 - 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 - 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。 - 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、支部の保険給付適正化PT（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。 - 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 - 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進	■請求件数が増加する中、適正な内容審査の実施や審査手順の標準化、また、不正が疑われた案件に係る地方厚生局への情報提供等、適正化に向けた取組が着実に行われていることを評価する。 引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ④ 現金給付の適正化の推進 - 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 - 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。

		・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、支部の保険給付適正化ＰＴ（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。 ・ 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 ・ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	■被保険者証の未返納者に対する文書や電話による督促の強化や、資格喪失後受診による返納金債権回収にかかる保険者間調整のスキームの活用といった積極的な取組を評価する。 被保険者証及び返納金債権の回収は、積極的な実施が成果につながる業務であることから、持続的に業務の強化・改善に取り組み、回収率の向上に努められたい。	（１）基盤的保険者機能関係 ⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 ・ 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
⑨被扶養者資格の再確認の徹底	■被扶養者資格の再確認について、未提出事業所に対する勧奨や未送達事業所に対する照会等に取り組	（１）基盤的保険者機能関係 ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底

	んだことを評価する。 被扶養者の無資格受診、返納金債権発生に繋がるため、事業主の理解と協力を得て取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。	・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
⑩オンライン資格確認の円滑な実施	■オンライン資格確認の円滑な実施に資するよう、加入者のマイナンバー収録に努めたこと及びマイナンバーカードの取得等に係る積極的な広報の実施について評価する。 収録率の向上やマイナンバーカードの取得及び被保険者証利用の促進は、加入者の利便性向上に資することから、なお一層の周知・広報を主体的に実施されたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ⑧ オンライン資格確認の円滑な実施 ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 ・ また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。
⑪業務改革の推進	■業務改革推進計画を着実に実施した結果、健康保険給付の支給決定等の業務処理結果等において改善効果が一定程度認められたことを評価する。 引き続き、各支部の業務の標準化・効率化を図り、個人及び組織としての生産性の向上と体制の盤石化に向け、「業務改革検討プロジェクト」の着実な遂行に努められたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ⑨ 業務改革の推進 ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

		・ 相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化する。併せて、相談マニュアル・FAQを整備するとともに、効果的な研修プログラムを導入すること等により、相談業務の品質の向上を図る。 ・ 新業務システム（令和５年１月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等の整備を推進する。
２．戦略的保険者機能関係 ①第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	■第２期計画の中間評価に基づいた支部の４年目取組計画について、本部がフォローアップを実施したことや、「支部別のスコアリングレポート」等各種資料の提供により、支部における各保健事業の計画策定や実施結果の検証に活用され、健康問題の把握等の取組の推進が図られたことについて評価する。 引き続き、「支部別スコアリングレポート」等提供資料の充実を図ることで、各支部が健康課題を明確に把握し、必要な取組を進めていくことにより、支部間格差が更に縮まるよう努められたい。	（２）戦略的保険者機能関係 ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、６か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 ・ 第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第４期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。
① i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	■契約健診機関の拡充や集団健診の地域や回数を工夫し、受診機会の拡大に努めたこと、また、事業者健診データ取得にかかる積極的な周知広報を実施し	（２）戦略的保険者機能関係 ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

	たことや、被扶養者の特定健診にかかる利便性向上の取組について評価する。 しかしながら、対外的な要因はあるものの、特定健診実施率の KPI は未達成であることから、引き続き受診率の向上について取り組まれない。	・ 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・ 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。 ・ 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームの定着により、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	■健診当日に特定保健指導の初回面談を実施する機関の増加や、特定健診実施率の低い契約実施機関への関係団体を通じた働きかけ、被扶養者への特定保健指導の利用券を兼ねた特定健診受診券の配布などについて評価する。 今後は、ICT 活用の促進や、健診当日の初回面談を実施する機関の更なる増加など、加入者の利便性の向上に努めるとともに、各支部における好事例等の横展開を通じて、特定保健指導の実施率の更なる	(2) 戦略的保険者機能関係 ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる

	向上に取り組まれない。	推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ 健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業等を活用し、検討を行う。 ・ 経年的未利用事業所等への働きかけに活用するため、特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を作成する。 ・ 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、協会におけるモデル実施の効果検証を踏まえた運用方法を検討し、実施に向けた研修等を行う。 ・ また、事業主や加入者のニーズに寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。 ・ 保健事業の各種取組を支える専門職たる協会保健師について、全支部において複数名体制を構築するため、計画的かつ継続的な採用活動を行うなど、本部及び支部における採用活動の
--	--------------------	--

		強化を図り、その確保に努める。
① iii) 重症化予防対策の推進	■未受診者や治療中の糖尿病性腎症患者等への受診勧奨を着実に進め、自治体等と情報共有の上、患者への受診勧奨や保健指導の実施に取り組んだことは評価する。 引き続き、効果的な勧奨方法を検討し、重症化を防ぐべく確実に医療へとつなげられるよう努められたい。	(2) 戦略的保険者機能関係 ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進 ・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。 ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。 ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
① iv) コラボヘルスの推進	■健康宣言事業所数や健康経営優良法人数が増加したこと、また事業所カルテの内容の充実化を図ること等によりフォローアップを推進したこと、健康宣言の基本モデルを作成し、質の向上に努めたことについて評価する。 引き続き、事業所とのコラボヘルスの拡大、健康宣言事業所に対するフォローアップを強化することにより、加入者の健康づくりに資する取組を推進されたい。	(2) 戦略的保険者機能関係 ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 iv) コラボヘルスの推進 ・ 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス（事業所カルテ活用の必須化）及びコンテンツ（健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）の標準化を踏まえ、事業所カルテを積極的に活用した健康宣言を促し、事業主と連携した事業所における加入者の健康づくりを推進する。 ・ 健康教育などを通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、データ分析に基づく地域の特性に応じたポ

		ピュレーションアプローチについて、パイロット事業の活用を含め、展開を図る。 ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。
②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	■様々な媒体を活用した広報活動、また、委嘱拡大に向けた積極的な取組により、健康保険委員委嘱者数にかかる KPI を達成したことを評価する。 引き続き、広報活動の強化や健康保険委員が委嘱されている事業所数の拡大に取り組み、加入者の健康保険制度にかかる理解の向上に努められたい。	(2) 戦略的保険者機能関係 ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 協会として統一的・計画的な広報を実施していくため、本部において協会全体の広報基本方針及び当該方針を踏まえ令和6年度広報計画を策定する。 ・ 支部においては、本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。 ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部 共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。 ・ 全支部共通広報資材については、活用状況等を踏まえ、改善、拡充を行う。 ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、本部・支部において、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
④ジェネリック医薬品の使用促進	■ジェネリック医薬品使用促進については、安全性の確保及び安定供給について日本ジェネリック製薬	(2) 戦略的保険者機能関係 ③ ジェネリック医薬品の使用促進

	協会に要請を行ったほか、協会全体としての使用割合についても80%を達成するなど、使用率向上が困難な状況下で高水準を維持していることについて評価する。 令和5年度末までに、各都道府県支部における使用率80%以上を達成できるよう、引き続き取組を進められたい。	<課題分析> ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <医療機関・薬局へのアプローチ> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <加入者へのアプローチ> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 本部及び支部において、厚生労働省や都道府県、薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <ジェネリック医薬品使用割合 80%未満の支部への取組> ・ KPI 未達成の支部において、使用割合への影響が大きい医療機関・薬局に対する働きかけや、薬局の属性を踏まえたアプローチ、ターゲットを絞った加入者への広報等の各種取組を効果的に実施できるよう、本部・支部が連携して取り組む。 <その他の取組> ・ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診
--	---	--

		療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。
④インセンティブ制度の本格導入	■閣議決定で示された見直しの方向性を踏まえ、各支部と合意を取り付け、運営委員会で議論の上、成案を得たことを評価する。 今回の見直しが保険料率に反映される令和6年度に向け、支部に対し予防健康づくりの更なる取組を促すとともに、加入者や事業主に対するインセンティブ制度の周知広報に引き続き努められたい。	(2) 戦略的保険者機能関係 ④ インセンティブ制度の着実な実施 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。
⑤支部で実施した好事例の全国展開	■支部が実施したパイロット事業を適正に評価し、効果的な取組を他支部へ横展開したこと、パイロット事業の仕組みについて、本部主導によるテーマ設定、支部との協働により、更に効果的に事業を実施できるよう見直しを行ったことについて評価する。 引き続き先進的な保健事業について、パイロット事業として積極的に実施・効果検証のうえ、他支部への展開に努められたい。	(2) 戦略的保険者機能関係 ⑤ 支部で実施した好事例の全国展開 - 令和3年度に見直しを行った新たなパイロット事業の枠組みの下で、次期保険者機能強化アクションプランにおける支部の特性等を踏まえた保健事業の充実・強化等に向け、令和6年度に実施する事業の選定、計画策定等を行う。 - また、この保健事業の充実・強化等を見据え、支部保険者機能強化予算を活用し、喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進する。 - パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。
⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	■新型コロナウイルス感染症の影響により意見発信の場が減少した中で、データ分析に基づく効果的な意見発信の実施や、厚生労働大臣への意見書の提出等、積極的に意見発信したことを評価する。 今後も引き続き、地域における各種審議会への参	(2) 戦略的保険者機能関係 ⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進

	画を拡大し、より質の高い医療提供体制の構築に向けての意見発信を積極的に行っていただきたい。	捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和５年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。 ii) 医療提供体制に係る意見発信 - 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 - 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。 - また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 - 令和６年度診療報酬・介護報酬同時改定に向け、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の場で、引き続き積極的な意見発信を行う。 iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ - 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつ
--	--	--

		つ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
⑦調査研究の推進	■外部有識者を活用した調査研究の開始に際し、協会が実施する事業の改善や国への政策提言等につながることを期待される提案を、外部有識者の意見を取り入れながら採択したことや、本部・支部において医療費分析に取り組み、分析成果を保健事業の実施に活用していること、調査研究フォーラムは開催中止となったものの、関係団体への資料配付や各種関連学会等において調査分析結果を積極的に発表したことなどを評価する。 引き続き、都道府県の医療費の地域差に関する分析等を行い、協会が実施する事業の改善等に繋げていきたい。	(2) 戦略的保険者機能関係 ⑦ 調査研究の推進 i) 本部・支部による医療費等分析 ・ 医療費適正化等に向けて、本部においては、支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成するとともに、令和4年度に作成した医療費・健診データ等の分析用マニュアルの改訂等により、支部が行う分析を支援する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費や健診結果の地域差について、自支部の特徴や課題を把握するためにデータ分析を行う。 ・ 協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、地方自治体、国民健康保険団体連合会等と連携した医療費や健診結果の地域差の要因分析を実施する。 ・ 医療費適正化に向けて、エビデンスに基づいた事業の実施につなげるため、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 ii) 外部有識者を活用した調査研究等の実施 ・ 現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中

		長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化等の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究等を実施する。 ・ 外部有識者の研究成果を踏まえ、国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係る具体的方策（ガイドラインの策定等）について検討する。 iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信 ・ 本部・支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する。 ・ 協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するとともに、統計分析研修や本部と支部の連携強化等による人材育成を通して、協会における調査研究の質の底上げを図る。
--	--	---

Ⅱ 船員保険

評価項目	指摘事項	令和5年度事業計画関連部分
(1) 基盤的保険者機能関係 ① 正確かつ迅速な業務の実施	■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、サービススタンダードについて高水準を維持していることを評価する。引き続き同水準を維持されたい。	(1) 基盤的保険者機能 ① 正確かつ迅速な業務の実施 ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。 ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内） ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
② 適正な保険給付の確保	■ 対象者を絞った効果的な文書照会や広報を行ったことにより、多部位かつ頻回の施術の申請割合が減少し、KPI を達成したことを評価する。今後も、多部位かつ頻回の施術や長期にわたる施術に対する広報や文書照会を通じ、適正受診の促進を図られたい。	(1) 基盤的保険者機能 ② 適正な保険給付の確保 ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
③ 効果的なレセプト点検の推進	■ 内容点検を行う外部事業者と査定額の目標値を設定するなど、被保険者一人当たりのレセプ	(1) 基盤的保険者機能 ③ 効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検

	ト内容点検効果額の向上を図り、KPI を達成したことを評価する。	を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、レセプトの分析を通じて今後のレセプト点検委託のあり方を検討する。
④返納金債権の発生防止の取組の強化	■被保険者証の回収については、引き続き、早期に返納催告を行いつつ、催告後も返納がない場合は繰り返し催告を行うことで、確実な回収及び資格喪失後受診の削減に努められたい。 また、被扶養者資格の再確認について、対象者の絞り込みを行い、効率的な資格確認を実施したことを評価する。書類の提出が滞っている船舶所有者への督促を継続的に行い、無資格受診の防止に努められたい。	（１）基盤的保険者機能 ④ 返納金債権の発生防止の取組の強化 ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。 ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。
⑤債権回収業務の推進	■乗船中の債権回収が困難であることから、全ての債権者に対し、保険者間調整の案内を送付することで、確実な債権回収を行ったことを評価する。 今後も、継続的な催告により、回収率向上を図るとともに、引き続き保険者間調整を活用し、債権の早期回収に努められたい。	（１）基盤的保険者機能 ⑤ 債権回収業務の推進 ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。
⑥制度の利用促進	■「ターンアラウンド方式」による、高額療養費の申請促進や、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等について、未申請者に対する	（１）基盤的保険者機能 ⑥ 制度の利用促進 ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

	直接的な申請勧奨により、KPI を達成したことを評価する。 限度額適用認定証の更なる利用促進のため、HP 等による広報を継続して行うほか、申請書等を設置する医療機関を拡大し、制度周知を図りたい。	・ 限度額適用認定証について、オンライン資格確認の進捗状況を踏まえつつ、船舶所有者等へチラシやリーフレットによる広報、並びに医療機関に申請書を配置するなど、引き続き利用促進を図る。 ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。 ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。 ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてオンラインによる事務説明会を適宜開催する。
⑦福祉事業の着実な実施	■無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業などの円滑かつ着実な実施のため、委託先への情報提供などを行ったことを評価する。 引き続き、利用者のニーズを捉えた福祉事業の実施及び広報に努められたい。	(1) 基盤的保険者機能 ⑦ 福祉事業の効果的な実施 ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。 ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の向上及び船員の健康

		づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。
⑧サービス向上のための取組	■お客様満足度調査結果を踏まえ、サービスを改善したこと、また、今年度のお客様満足度がKPIを達成したことを評価する。 引き続き、加入者から寄せられた意見等も踏まえ、満足度の高いサービスの充実に努められたい。	(1) 基盤的保険者機能 ⑧ サービス向上のための取組 ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。
⑨健全な財政運営	■中長期的な視点に立ち、健全な財政運営が行われていることを評価する。 引き続き、経済動向や収支見込みを慎重に分析し、安定的な財政運営に努められたい。	(1) 基盤的保険者機能 ⑨ 健全な財政運営の確保 ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。
(2) 戦略的保険者機能関係 ①特定健康診査等の推進	■巡回健診のための健診車について広報を行い、指定機関が身近にない加入者も健診受診の機会を得られるよう、利用拡大を図られたい。	(2) 戦略的保険者機能 ① i) 特定健康診査等の推進 (生活習慣病予防健診) ・ 生活習慣病予防健診実施機関(船員手帳の健康証明ができる医師)の拡充に向けた取組を実施する。 ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 ・ がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には年齢別の健康状態を情報提供する等状況に応じた

		受診勧奨を行い利用促進を図る。 （被扶養者の特定健診） - 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。 - 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。
②特定保健指導の実施率の向上	■新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、初回面談分割実施や ICT を利用した特定保健指導を推進する等、積極的に特定保健指導を実施したこと、また被扶養者については KPI を大きく達成したことについて評価する。 被保険者の特定保健指導についても、ICT による遠隔面談等を活用し、引き続き受診率の向上に取り組まれない。	（２）戦略的保険者機能 ① ii）特定保健指導の実施率の向上 - 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施を働きかける等の取組を行う。 - 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。 - ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。 - 令和５年４月より施行される船員の健康確保のための法令改正にあわせ、特定保健指導の実施について船舶所有者への利用勧奨を強化する。
③加入者に対する支援	■禁煙プログラムについて、令和２年度に実施したダイレクトメール送付の参加者募集により修了者が増加し、KPI を上回る結果となった。	（２）戦略的保険者機能 ① iv）加入者の禁煙に対する支援 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。

	また、プログラム終了から禁煙に成功した加入者数も増加していく必要があるため、継続した広報及び支援に取り組まれない。	
④船舶所有者等に対する支援	■プロジェクト“S”に参画する船舶所有者数については、参加数の伸び悩みの原因を分析し、2つのコースから選べる方式にするなどの対応により、KPIを上回る結果となったことを評価する。 引き続き、プロジェクト“S”等を通し、自社船員の健康づくりへ船舶所有者が取り組むことができるよう努められたい。	(2) 戦略的保険者機能 ①v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援 - 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 ①vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進 - 国土交通省、経済産業省、厚生労働省等と連携し、「船員の健康づくり宣言」のスキームの見直しと浸透を進め、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。
⑤ジェネリック医薬品の使用促進	■ジェネリック医薬品軽減額通知の送付やジェネリック医薬品希望シールの配布などの積極的な取組により、持続的に高水準を維持していること、大きな財政効果を上げたことを評価する。 引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。	(2) 戦略的保険者機能 ② ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。
⑥情報提供・広報の充実	■メールマガジンの配信数については、船員保険通信への掲載などの効果により、確実に増加していると評価する。 紙媒体での情報提供だけでなく、最新の情報を素早く伝達することが可能となる、ホーム	(2) 戦略的保険者機能 ③ 情報提供・広報の充実 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料

	ページやメールマガジンの活用も継続して進められたい。	納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーター（仮称）を募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。 ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。 ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。
⑦データ収集活用方法の研究	■構築したデータベースを基にした分析を継続するとともに、データ分析の結果を各施策の取組に活用されたい。	（２）戦略的保険者機能 ④ 調査・研究の推進 ・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。 ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和４年６月７日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことを踏まえ、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析を実施する。 ・ 加入者の実態やニーズ等を把握するためのアンケートを実施

		する。
--	--	-----

Ⅲ 組織・運営体制関係

評価項目	指摘事項	令和5年度事業計画関連部分
I) 人事・組織に関する取組 ①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	■幹部職員のマネジメント能力向上に努め、本部機能強化のために組織改編や体制強化を実施したことを評価する。 今後も、管理職を含めた組織全体での人材育成や、本部と支部の連携強化に資する本部体制の見直しを引き続き実施されたい。	(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ① 人事制度の適正な運用 ・ 管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。 ・ また、保険者機能の更なる強化・発揮に向け、平成28年度から運用している現在の人事制度に関する様々な課題について、必要に応じその見直しを検討していく。 ② 新たな人員配置のあり方の検討 ・ 令和4年度に導入した新システムの安定稼働後の業務量を支部ごとに調査し、保険者機能の更なる強化・発揮等を踏まえた新たな人員配置のあり方を検討する。
I) 人事・組織に関する取組 ②人事評価制度の適正な運用	■評価者等への研修を通じ人事評価制度への理解を深めたことや、新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、適切に人事評価を行うとともに、実績や能力本位の人事を推進したこと、また、評価者研修の充実を図るなど、効果的な人事評価が行われていることを評価する。 人事評価制度については、評価者と被評価者	(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ③ 人事評価制度の適正な運用 ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の

	との意見交換の一つの機会として活用することにより、一層の組織強化を図りたい。	人事を推進する。
I) 人事・組織に関する取組 ③OJT を中心とした人材育成	■職場における人材育成に、階層別研修等の集合研修や自己啓発を組み合わせ、人材育成に積極的に取り組んでいること、特に、戦略的保険者機能の強化を意識した研修の実施計画を決定したことや、保健事業の一層の推進を図るための保健師育成過程を創設したことを評価する。 引き続き、個々の職員の持つ能力が十分に発揮され、様々な分野の知識の習得によりスキルアップが図られるよう、研修の充実や職場環境の整備に努められるとともに、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成にも注力されたい。	(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ④ OJT を中心とした人材育成 ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 広く協会職員のデータ分析能力を高めるため、スタッフと主任を対象に、統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修を実施する。 ・ 採用2年目の職員を対象に、業務意欲の向上と実践力の強化を目的とした研修を新たに実施する。 ・ 業務別研修として、保健師キャリア育成課程研修や経理担当者研修等に加えて、第3期データヘルス計画の策定等に関する研修を実施する。 ・ 保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討する。
I) 人事・組織に関する取組 ④本部機能及び本部支部間の連携の強化	■医療費や保健事業の支部間格差を埋めるべく、本部・支部の連携強化に係る方策を取りまとめ、順次実施したことを評価する。 引き続き各支部の規模や地域特性などを踏まえ、更なる戦略的保険者機能を発揮できるよう、本部と支部との連携強化に努められたい。	(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ⑤ 本部機能及び本部支部間の連携の強化 ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた取組を着実に実施する。 ・ 都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀の3支部を対象に、保険料率上昇の抑制が期待でき

		る事業の実施に向けた PDCA サイクル（医療・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等）について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者の助言を得ながら、今後の他支部への横展開も視野に入れ、本部と３支部が連携し検討・実施する。
I) 人事・組織に関する取組 ⑤支部業績評価の実施	■支部業績評価検討委員会の評価結果を踏まえ、より適正に評価できるよう、評価項目や評価方法の見直しをする等、支部間の格差是正へ向けた取組を評価する。 各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、誰から見ても信頼性が担保される支部業績評価が行われるよう、引き続き検証に努められたい。	(3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ⑥ 支部業績評価の実施 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。
II) 内部統制に関する取組 ①内部統制の強化	■再発防止策等を議論するリスク管理委員会を毎月開催し、事案の共有及び再発防止策の全支部共有を行ったことについて評価する。 引き続き、リスクを事前に回避できるよう、マニュアルの整備やリスクマップの策定等、内部統制に努めていただきたい。	(3) 組織・運営体制関係 II) 内部統制に関する取組 ① 内部統制の強化 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。
II) 内部統制に関する取組 ②リスク管理	■本部と支部で一体となり、大規模自然災害や情報セキュリティへの対応にかかる体系的な仕組みについて、研修や模擬訓練等を通じて必要な見直しを実施するなど、リスク管理が図られていることを評価する。	(3) 組織・運営体制関係 II) 内部統制に関する取組 ② リスク管理 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取扱いやリスクマネジメント等

	今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められたい。 また、引き続き、各支部における運用体制のモニタリングや、支部における取組の好事例の共有等、本部が主体的に取り組んでいただきたい。	の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・ 令和5年1月のシステム構築にあたり見直しを行った事業継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しの検討を行う。 ・ 令和4年度に見直した事業継続計画書（BCP）について、その実効性を確認するため訓練や研修（安否確認等）を行う。
Ⅱ）内部統制に関する取組 ③コンプライアンスの徹底	■職員研修等を通じて、コンプライアンスやハラスメント対策に積極的に取り組み、個々の意識の向上が図られ、効果的な予防策が実施されていることを評価する。 引き続き全職員のコンプライアンス意識の向上に努められたい。	（３）組織・運営体制関係 Ⅱ）内部統制に関する取組 ③ コンプライアンスの徹底 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・ 年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員にアンケートを実施する。 ・ e－ラーニング等を活用した、全職員への意識啓発の実施について検討する。 ・ 外部相談窓口（ハラスメント相談・内部通報）について、利用の活性化を図りつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善を図る。

Ⅲ) その他の取組 ①費用対効果を踏まえたコスト削減等	■KPI を達成したこと、また、支部へのアンケート調査及びヒアリング等を踏まえ、一者応札案件の削減の効果があると思われる取組を、各支部に周知するなどの取組について評価する。 引き続き、契約の透明性を担保し、費用対効果を踏まえて、一般競争入札による調達を適正に進められたい。	(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組 ① 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次の調達改善に繋げる。 ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
Ⅲ) その他の取組 ②協会システムの安定運用	■令和4年4月にサービスインする間接システムや、令和5年1月にサービスインする予定である次期業務システムのスケジュールに考慮しつつ、適切かつ継続的な運用・保守等の実施により、加入者及び事業主への不便・不利益を生じさせることなく、協会システムの安定的な稼働が実現していることを評価する。	(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組 ② 協会システムの安定運用 ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。 ・ 日々のシステム運用・保守業務について、令和4年度に導入したシステムの効果が最大限に得られるよう、品質を保ちながら、システムの安定的な運用を実現する。
Ⅲ) その他の取組 ③制度改正等にかかる適切	■オンライン資格確認制度やマイナポータルの運用変更等に応じて、協会システムに必要な研	(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組

なシステム対応	修を実施したことや、制度改正に伴うシステム対応について、改正法施行時期を考慮のうえ適切に行い、安定稼働を達成したことを評価する。 引き続き、改修スケジュールを遵守するとともに、システムトラブルが生じないよう取り組まれない。	③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応 ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、システム対応を適切に実施する。
Ⅲ) その他の取組 ④中長期を見据えた新システム構想の実現	■業務システムの大規模改修に向け、透明性の高い調達や的確なスケジュール管理の実施、テレビ会議システムの先行サービスインが実施できたことに加え、間接システムを計画通り令和4年4月からサービスインできたことについて評価する。 今後も、業務システムの令和5年1月の円滑なサービスインに向け、適切な進捗管理を継続するとともに、利用する職員の操作習熟度を高める取組に努められたい。	(3) 組織・運営体制関係 Ⅲ) その他の取組 ④ 中長期を見据えたシステム構想の実現 ・ 令和5年1月にサービスインを迎えた業務システム稼働後の更なる効率化や、国からの要請等を踏まえたシステムの対応を検討する。 ・ 機器更改等や新たな環境の変化に対応したシステムの構築に着手する。